

豊島区
区民の皆さまへ

警視庁音楽隊と

特殊詐欺被害防止 キャンペーン!

～その電話、忘れた頃にやってくる～

音楽の力で
特殊詐欺に
負けないで!

ピーボくん
も来るよ!



警視庁シンボルマスコット
ピーボくん



日時 令和8年**11月2日(月)**

12:00～ 特殊詐欺被害防止公演
警視庁音楽隊による演奏

会場 サンシャインシティ 地下1階噴水広場
ご来場をおまちしています♪ (入場無料)

特殊詐欺は
一人で防げます
家族や友人にも
声をかけよう!



主催 豊島区、巣鴨・池袋・目白警察署

お問合せ

豊島区危機管理課治安対策グループ
TEL 03-3981-1433

住宅への防犯対策用品の

豊島区



なとしまる
なまる

設置・購入費用を補助します

対象防犯対策用品

下記対象品であれば、1回の申請で複数品目の申請が可能です
※令和8年4月1日(水)以降に購入・設置した製品も含まれます

12品目

①防犯カメラ  玄関・自宅周辺 の防犯効果	②カメラ付きインターホン  訪問者を確認等 の防犯効果	③防犯フィルム ※1  窓からの侵入防止 の防犯効果
④ガラス破壊センサー	⑤センサー付きアラーム	⑥センサー付きライト
⑦防犯ガラス ※1	⑧面格子 ※1	⑨防犯性の高い玄関錠 ※1
⑩玄関補助錠	⑪窓補助錠	⑫防犯砂利

※1 CP製品を推奨します。

CP製品とは、防犯性能の高い建物部品として「CPマーク」がつけられている製品です。



補助対象者

補助割合

補助金の上限額

令和7年度に申請した
世帯は対象外です

- 豊島区に住民登録があり
居住している方
- 申請は、1世帯1回に限ります
- 豊島区内の住宅に設置した
ものに限り

2分の1

(設置・購入費用の総額のうち)

2万円

申請期間・申請 方法

- 申請期間 **令和8年5月15日(金)～令和9年1月31日(日)**

※窓口受付は、令和9年1月29日(金)まで

※申請額が予算上限に達した場合は、受付を終了する場合があります。

- 申請方法 「郵送」「電子申請」「窓口申請(※2)」

・ 郵送先

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 総務部 危機管理課
豊島区防犯機器補助金 担当者宛

・ 電子申請

右記のQRコードを読み取り、案内に沿って申請してください。
ホームページからもアクセスできます。

【電子申請】



・ 窓口申請(※2)

窓口申請は、以下の3カ所で受け付けます。(平日8:30～17:00)

- ・ 豊島区役所 本庁舎5階 危機管理課 治安対策担当
- ・ 東部区民事務所 2階 地域振興グループ
(東部区民事務所は仮移転のため、北大塚3丁目29番11号 豊島リサイクルセンター2階で受付)
- ・ 西部区民事務所 2階 地域振興グループ

☎ 問合せ先 (平日8:30～17:00)

豊島区防犯機器補助金担当 電話 **03-4566-2580**

※申請方法や提出書類など豊島区ホームページからご確認いただけます。

豊島区HP
はこちら



提出書類

	書類の種類	説明	備考
1	別記第1号様式 「防犯対策用品購入等補助金交付申請書」	記載例を参考にして、表面と裏面の記入をしてください。	書式は、ホームページを確認 (チラシ表面の右下QRコード)
2	委任状が必要な場合のみ提出 別記第2号様式「委任状」	「代理申請者」による申請の場合 → 「 委任状 」が必要	
3	同意書が必要な場合のみ提出 別記第3号様式「同意書」	「共同住宅又は賃貸住宅」で「設置工事が伴う防犯設備を購入」した場合 → 「 同意書 」が必要	
4	本人確認書類の写し	【例】 ①「運転免許証」の場合は、裏面の写しも提出してください。 ②「マイナンバーカード」の場合は、裏面の写しは不要です。 ③「社会保険証」等の場合、裏面に住所の記載があることを確認して、裏面の写しも提出してください。 ※注意事項 身分証明書に現在の住所の記載がない場合は、住所変更の手続きをしてから写しを作成してください。	添付書類
5	領収書の写し	・令和8年4月1日以降の購入品(領収日)が対象となります。 ・インターネットで購入した場合も必要です。 ・ポイントやクーポン等を利用して購入した場合は、補助金の算定から除外しております。 ・購入した方への補助金であるため、領収書の名前が申請者と相違している場合は、原則として申請を受理することはできません。	
6	パンフレット等の写し	・防犯対策用品であることがわかるもの(パンフレット、説明書等)	
7	設置後の写真	・実際に、自宅に設置している状況の写真を撮影して提出してください。(設置箇所につき各1枚)	
8	振込口座確認書類の写し	・申請者と同一人の口座であることがわかるもので、申請書に記載した指定口座と同一のもの。(預金通帳、キャッシュカードなどの写し)	

※提出書類は、上記1と4～8は必須、2、3は該当者のみの提出となります。

補助金を受け取るまでの流れ

- ① 購入・設置 (表面記載の対象防犯対策用品12品目参照)
- ② 補助金の申請
- ③ 申請書類の内容を審査(不備等については、ご連絡することがあります。)
- ④ 豊島区から申請者宛に、補助金の「交付決定」等の通知を発出
- ⑤ 指定口座に補助金を振り込み

※ 防犯用品を購入する前に必ず区ホームページ、Q&Aをご確認下さい

申請時の注意事項

- ・ 賃貸住宅、集合住宅にお住まいの方も申請することができます。
 ※集合住宅のオーナー、管理組合など居住者以外の方からの申請は不可となります。
 ※法人や商店の事務所としてのみ使用されている物件は対象外としています。
- ・ 1軒(1世帯)の住宅につき、申請は1回のみです。
- ・ 設置にかかる工事費等も対象の経費に含まれます。
- ・ 同一建物の2世帯住宅(1階にご両親世帯、2階が申請者世帯)は、住民票が別々であれば、各世帯ごとに申請が可能です。
- ・ 令和8年4月1日から令和9年1月31日までに購入・設置が完了しているものに限りです。
 なお、申請の提出期限は、令和9年1月31日まで(窓口受付は同年1月29日まで)としていますので、ご注意ください。
- ・ 複数品目の申請が可能(補助金上限額は2万円)です。
- ・ 振込先口座の名義は、申請者と同一にして下さい。

※ ご不明点があれば、表面記載の豊島区防犯機器補助金担当までお問い合わせ下さい。